

福岡県公報

平成19年9月28日
第 2 7 3 2 号

目 次

告 示 (第1774号—第1788号)

道路の区域の変更	(道路維持課) 2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課) 5
解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課) 5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 5
解除に係る保安林の所在場所等	(治 山 課) 6
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(水産振興課) 6
公 告		
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 9
一般競争入札の実施	(総務事務センター)11
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(住 宅 課)14

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(住 宅 課)14
選挙管理委員会		
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地 方 課)14
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地 方 課)14
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地 方 課)14
公安委員会		
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許試験課)15
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部運転免許試験課)16
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)16
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)16
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通企画課)17
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通企画課)17
雑 報		
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)18
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)18
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)19
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)19
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)20
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)21
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)21
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)22

○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)22
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)23
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)23
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)24
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)25
○西日本宝くじの発売	(財政課)25
○西日本宝くじの発売	(財政課)25
○西日本宝くじの発売	(財政課)26
○西日本宝くじの発売	(財政課)26
○西日本宝くじの発売	(財政課)27
○西日本宝くじの発売	(財政課)27
○西日本宝くじの発売	(財政課)27
○西日本宝くじの発売	(財政課)28
○西日本宝くじの発売	(財政課)28
○西日本宝くじの発売	(財政課)28
○西日本宝くじの発売	(財政課)29

正 誤

港湾計画の変更の概要 (平成19年9月14日福岡県公報第2728号公告

) 中正誤29

告 示

福岡県告示第1774号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
田川	県道	田川線 桑野	前	田川郡川崎町大字 安真木5256番1先 から 同郡同町大字安真 木5227番1先まで	7.0 ~ 36.0	222.0	
			後	同上	9.0 ~ 40.0	211.0	
田川	県道	猪 国 豊前樹田線 停車場	前	田川郡川崎町大字 安真木5650番9先 から 同郡同町大字安真 木5299番2先まで	8.0 ~ 36.0	160.0	うち県道 田川桑野 重用延長 100.0メー トル
			後	同上	9.0 ~ 40.0	171.0	うち県道 田川桑野 重用延長 111.0メー トル

福岡県告示第1775号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
福岡市早良区・筑紫郡那珂川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 解除の理由
電気工作物施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所及び那

珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前 原	県 道	瑞 梅 寺 池 田 線	前	前原市大字井原1319番1先から	6.0	694.5
				同市大字井原2555番2先まで	12.4	
			後	同上	11.8 ~ 15.3	694.5

福岡県告示第1777号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市花見の里3丁目2044 - 1及び2044 - 4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区野間1丁目20番6号
西川 義和

福岡県告示第1778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	一般 国道	443号	前	みやま市山川町清水812番1先から 同市山川町清水866番1先まで	11.0 ~ 11.4	142.0
			後	同上	11.0 ~ 20.0	

福岡県告示第1779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年9月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
柳 川	443号	みやま市山川町清水812番1先から 同市山川町清水866番1先まで

福岡県告示第1780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年9月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	高田山川線	みやま市高田町飯江597番先から 同市高田町飯江581番先まで

福岡県告示第1781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年8月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店
- (2) 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目1番3号 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前	変 更 後

駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
久留米市東合川五丁目1番3号 外	18	久留米市東合川五丁目1番3号 外	38

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）	荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
久留米市東合川五丁目1番3号 外（2箇所）	135.50	久留米市東合川五丁目1番3号 外（3箇所）	185.16

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量（立法メートル）	廃棄物等の保管施設の位置	容量（立法メートル）
久留米市東合川五丁目1番3号 外	61.51	久留米市東合川五丁目1番3号 外	65.54

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変 更 前	変 更 後
午前8時から午後10時まで	午前9時から午後8時まで

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の位置	時 間 帯	
	変 更 前	変 更 後
久留米市東合川五丁目1番3号 外	午前8時から午後7時まで 午前4時から午後7時まで	午前8時から午後7時まで 午前8時から午後7時まで 午前4時から午後7時まで

福岡県告示第1782号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字下府字尻長678 - 11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町下府 1 丁目 5 番15号
小林 康彦

福岡県告示第1783号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府1192 - 2、1192 - 3 及び1204 - 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字的野619 - 5
木村 浩一

福岡県告示第1784号

直方市感田東土地区画整理事業の施行者である直方市感田東土地区画整理組合から、
換地処分を完了した旨の届出が平成19年9月19日付けであったので、土地区画整理法（
昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1785号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条

の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字柳原203の2、206の2、216の3、字原233の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1786号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第
5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの
で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告
する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域
経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成19年9月14日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店
(2) 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目1番3号 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者
の氏名

変 更 前	変 更 後
-------	-------

福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 26 号 株式会社光美苑一光 代表取締役 牛島 巖	福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 26 号 株式会社光美苑一光 代表取締役 牛島 誠一
---	--

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 福岡県太宰府市都府楼南四丁目11番 1 号 セガミメディクス(株) 代表取締役 瀬上 修 大阪市中央区南船場二丁目70番30号 (有)ビッグワン 代表取締役 井上 秀俊 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 51 号 (有)慶寿園 代表取締役 岡本 豊光 福岡県久留米市山本町耳納232番地 7 (有)九州メディアラボ 代表取締役 平島 利則 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 3 号 デジタルプリントショップ S Y 代表者 中村 秀樹 福岡県久留米市野中町703番地201 (有)美容室ルリ子 代表取締役 合原 ルリ子 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 58 号 (有)スマイル 代表取締役 山口 美恵子 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 51 号 (株)しかた 代表取締役 四方 忠彦 福岡県久留米市六ツ門町 8 番地 28 (株)やまだい 代表取締役 山下 哲生 福岡県筑紫野市二日市南三丁目 7 番 8 号	(株)明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 福岡県太宰府市都府楼南四丁目11番 1 号 セガミメディクス(株) 代表取締役 瀬上 修 大阪市中央区南船場二丁目70番30号 (有)ビッグワン 代表取締役 井上 秀俊 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 51 号 (有)慶寿園 代表取締役 岡本 豊光 福岡県久留米市山本町耳納232番地 7 デジタルプリントショップ S Y 代表者 中村 秀樹 福岡県久留米市野中町703番地201 (有)美容室ルリ子 代表取締役 合原 ルリ子 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 58 号 (有)スマイル 代表取締役 山口 美恵子 福岡県久留米市東合川五丁目 1 番 51 号 (株)しかた 代表取締役 四方 忠彦 福岡県久留米市六ツ門町 8 番地 28 (株)やまだい 代表取締役 山下 哲生 福岡県筑紫野市二日市南三丁目 7 番 8 号

福岡県告示第1787号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年 9 月 28 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
前原市大字瑞梅寺字水無139の58・139の59（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
林道用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
前原市大字瑞梅寺字水無139の58・139の59（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1788号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成19年 9 月 28 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 公示番号 内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式こい養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 八女郡黒木町大字大淵字向平

ウ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ9度50分、279メートルの点

(ロ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ4度15分、184メートルの点

(ハ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ8度25分、196メートルの点

(ニ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ6度35分、287メートルの点

基点第1号 八女郡矢部村大字矢部字日向神33 - 7日向神運動公園入口道路東角

基点第2号 八女郡黒木町大字大淵12001黒岩トンネル入口南角

(2) 免許予定日 平成20年1月1日

(3) 申請期間 平成19年10月1日から同年10月31日まで

(4) 地元地区 八女郡黒木町及び八女市

(5) 制限又は条件

ア こい養殖は、10平方メートル当たり6尾以上を放養しなければならない。

イ 前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

(6) 存続期間 平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

2 公示番号 内区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023 - 2外

ウ 漁場の区域 基点第3号と基点第4号を結ぶ直線と基点第5号と基点第6号を結ぶ直線の間の黄金川の区域

基点第3号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第4号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

(2) 免許予定日 平成20年1月1日

(3) 申請期間 平成19年10月1日から同年10月31日まで

(4) 地元地区 朝倉市

(5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

(6) 存続期間 平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

3 公示番号 内区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023 - 4外

ウ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋(朝倉市屋永2716 - 1及び朝倉市屋永3542 - 1)の下流端の線との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

- (2) 免許予定日 平成20年1月1日
 (3) 申請期間 平成19年10月1日から同年10月31日まで
 (4) 地元地区 朝倉市
 (5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

- (6) 存続期間 平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

4 公示番号 内区第4号から第61号まで

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類 第2種区画漁業

イ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

ウ 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	免許の内容たるべき事項			地元地区
	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	
内区第4号	にしきごい養殖業	北九州市八幡西区養福寺町126-1外	猿田池の全水域	北九州市
内区第5号	にしきごい養殖業	飯塚市蓮花寺883	剣貫溜池の全水域	飯塚市
内区第6号	こい養殖業	飯塚市蓮台寺376	宮の前中堤溜池の全水域	飯塚市
内区第7号	こい養殖業	飯塚市蓮台寺918外	巡出溜池の全水域	飯塚市
内区第8号	にしきごい養殖業	飯塚市伊川1234-2	清水谷溜池の全水域	飯塚市
内区第9号	にしきごい養殖業	飯塚市花瀬486	筒口溜池の全水域	飯塚市
内区第10号	にしきごい養殖業	飯塚市明星寺295	原合第二溜池の全水域	飯塚市
内区第11号	にしきごい養殖業	飯塚市弁分444	今丸溜池の全水域	飯塚市
内区第12号	にしきごい養殖業	飯塚市弁分428	池田溜池の全水域	飯塚市
内区第13号	にしきごい養殖業	飯塚市安恒541	油田溜池の全水域	飯塚市

内区第14号	こい養殖業	飯塚市高田1767-1	乱橋溜池の全水域	飯塚市
内区第15号	にしきごい養殖業	飯塚市仁保7	泥溜池の全水域	飯塚市
内区第16号	にしきごい養殖業	飯塚市仁保8-34	仁保高尾溜池の全水域	飯塚市
内区第17号	にしきごい養殖業	飯塚市仁保26	新堤溜池の全水域	飯塚市
内区第18号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂6丁目2-1	水石谷池の全水域	筑紫野市
内区第19号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂6丁目2-6	中谷池の全水域	筑紫野市
内区第20号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂1丁目5-1	狐谷池の全水域	筑紫野市
内区第21号	こい養殖業	筑紫野市塔原西2丁目555-2外	原口池の全水域	筑紫野市
内区第22号	ふな養殖業	筑紫野市塔原西1丁目957-2	脇田池の全水域	筑紫野市
内区第23号	こい養殖業	筑紫野市塔原西2丁目717外	山田池の全水域	筑紫野市
内区第24号	こい養殖業	筑紫野市岡田93外	岡田池の全水域	筑紫野市
内区第25号	にしきごい養殖業	宗像市大井1395-1	下ノ原池(下)の全水域	宗像市及び福津市
内区第26号	にしきごい養殖業	宗像市大井1423外	下ノ原池(中)の全水域	宗像市及び福津市
内区第27号	にしきごい養殖業	宗像市大井1425	下ノ原池(上)の全水域	宗像市及び福津市
内区第28号	にしきごい養殖業	宗像市村山田1400-1	青木原池の全水域	宗像市及び福津市
内区第29号	にしきごい養殖業	前原市大字井原2250	整理池の全水域	前原市
内区第30号	にしきごい養殖業	前原市大字山北259-1	新池の全水域	前原市
内区第31号	にしきごい養殖業	前原市大字山北415	山北池の全水域	前原市
内区第32号	にしきごい養殖業	前原市大字山北289	井田池の全水域	前原市
内区第33号	にしきごい養殖業	古賀市新原26-1外	五穀神池の全水域	古賀市

内区第34号	にしきごい養殖業	古賀市米多比708外	山ノ神下池の全水域	古賀市
内区第35号	にしきごい養殖業	古賀市米多比712	山ノ神上池の全水域	古賀市
内区第36号	にしきごい養殖業	古賀市小山田561	井堀池の全水域	古賀市
内区第37号	にしきごい養殖業	古賀市谷山599	鍛冶ヶ浦池の全水域	古賀市
内区第38号	にしきごい養殖業	福津市本木866 - 1	一築区池の全水域	福津市
内区第39号	にしきごい養殖業	福津市本木5 - 1	小越池の全水域	福津市
内区第40号	こい養殖業	宮若市稲光1399	米の山溜池の全水域	宮若市
内区第41号	こい養殖業	宮若市稲光245	宇佐宮溜池の全水域	宮若市
内区第42号	こい養殖業	宮若市稲光264 - 2	多々良溜池の全水域	宮若市
内区第43号	こい養殖業	宮若市稲光825 - 1	谷溜池の全水域	宮若市
内区第44号	こい養殖業	宮若市黒丸1202	谷の上池の全水域	宮若市
内区第45号	こい養殖業	宮若市黒丸1057	原の池の全水域	宮若市
内区第46号	こい養殖業	宮若市黒丸781 - 1	尾園池の全水域	宮若市
内区第47号	にしきごい養殖業	宮若市山口4603	鳴水池の全水域	宮若市及び福津市
内区第48号	にしきごい養殖業	嘉麻市中益915	コトゴモリ池の全水域	嘉麻市及び嘉穂郡桂川町
内区第49号	にしきごい養殖業	嘉麻市中益928	狸穴池の全水域	嘉麻市及び嘉穂郡桂川町
内区第50号	こい養殖業	嘉麻市千手509	一丁五反溜池の全水域	嘉麻市
内区第51号	にしきごい養殖業	遠賀郡岡垣町手野1493	天神池の全水域	遠賀郡岡垣町
内区第52号	にしきごい養殖業	遠賀郡岡垣町手野1497	清崎新池の全水域	遠賀郡岡垣町
内区第53号	こい養殖業	朝倉郡筑前町下高場457	才の木溜池の全水域	朝倉郡筑前町及び朝倉市

内区第54号	こい養殖業	朝倉郡筑前町下高場476 - 1	才の木西溜池の全水域	朝倉郡筑前町及び朝倉市
内区第55号	にしきごい養殖業	田川郡福智町弁城3687 - 1	迫溜池の全水域	田川郡福智町
内区第56号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方484 - 1	大原溜池の全水域	田川郡福智町
内区第57号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方476	朝倉溜池の全水域	田川郡福智町
内区第58号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方1131 - 2	長迫溜池の全水域	田川郡福智町
内区第59号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方1174	栗川溜池の全水域	田川郡福智町
内区第60号	にしきごい養殖業	京都郡みやこ町勝山黒田125	万吉原池の全水域	京都郡みやこ町
内区第61号	にしきごい養殖業	京都郡みやこ町勝山黒田1195 - 1 外	南ヶ迫池の全水域	京都郡みやこ町

(2) 免許予定日 平成20年1月1日

(3) 申請期間 平成19年10月1日から同年10月31日まで

(4) 制限又は条件

ア こい、ふなの養殖は、10平方メートル当たり各々6尾以上（觀賞魚にあつては1尾以上）を放養しなければならない。

イ 前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子計算組織

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から平成19年10月29日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ア 電子計算組織 一式
イ 電子計算組織 一式
ウ 電子計算組織 一式
エ 電子計算組織 一式

(2) 調達物品の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年1月31日（木）

(4) 納入場所

行橋市泉中央1 - 17 - 1
福岡県立行橋高校ほか三校

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年11月8日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	11	その他	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることがわかる仕様書及びカタログ等を、平成19年10月31日(水)までに各高校に提出した者

なお、提出した仕様書及びカタログ等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年9月28日(水)から平成19年10月26日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

各高校において行う。日程は後日入札参加希望者に通知する。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成19年11月8日(木)午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成19年11月9日(金)午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代

理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Contract matter

Computer group for student teaching : 4set

(2) Time Limit of Tender

5:00 PM on November 8, 2007

(3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs

Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

公告

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成19年9月18日から平成19年10月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部住宅課に備え置きます。

公告

特定優良賃貸住宅の供給に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成19年9月18日から平成19年10月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部住宅課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成19年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

81,810

福岡県選挙管理委員会告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成19年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

748,409

福岡県選挙管理委員会告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,656
北九州市小倉北区	49,803
北九州市小倉南区	57,702
北九州市若松区	23,878

北九州市八幡東区	20,948
北九州市八幡西区	69,684
北九州市戸畑区	17,409
福岡市東区	71,902
福岡市博多区	52,032
福岡市中央区	45,677
福岡市南区	65,811
福岡市城南区	32,779
福岡市早良区	55,455
福岡市西区	48,419
大牟田市・三池郡	40,283
久留米市	63,039
直方市	16,302
飯塚市	21,606
田川市	14,293
柳川市	10,855
甘木市	11,356
八女市	10,379
筑後市	12,806
大川市	10,852
行橋市	19,323
中間市	13,178
小郡市・三井郡	24,227
筑紫野市	26,034
春日市・筑紫郡	40,558

大野城市	24,465
宗像市	25,278
太宰府市	18,376
前原市・糸島郡	26,691
古賀市	15,083
糟屋郡	54,848
宗像郡	15,562
遠賀郡	26,866
鞍手郡	16,413
嘉穂郡・山田市	31,728
朝倉郡	13,583
浮羽郡	14,686
三潁郡	11,902
八女郡	14,816
山門郡	17,285
田川郡	25,202
京都郡	15,506
築上郡・豊前市	17,964

公安委員会

福岡県公安委員会規則第18号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年9月28日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項中「、高知県公安委員会」を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第337号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、福岡県道路交通法施行細則の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募を実施しなかった理由

- (1) 県民の利益を害するものではなく、むしろ利益となること。
- (2) 平成19年6月2日の改正では、県外からの免許証記載事項変更時の写真添付の不要を各県とオンライン化されていなかった県を除いて定めたもので、オンライン化された際、当然に添付不要の対象となることを予定していた。

以上のことから、行手条例第37条第4項第8号のその他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当することから、実施しなかった。

2 規則の公布の日

平成19年9月28日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第338号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年9月28日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成19年10月23日（火）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第339号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年9月28日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年10月18日（木） 13：30～16：30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成19年10月22日（月） 13：30～16：30	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成19年10月24日（水） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成19年10月25日（木） 13：30～16：30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第341号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37

条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限命令に係る処分基準（以下「道交法に関する基準」という。）及び自動車運転代行業者に適用される道路交通法の規定による自動車の使用制限命令に係る処分基準（以下「運転代行業法に関する基準」という。）の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

「道交法に関する基準」及び「運転代行業法に関する基準」は、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の制定に伴い所要の規定の整理を行うものであるが、改正の内容は罰則規定の条項移動によるもので、条文の内容変更を伴わないものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の制定日

平成19年9月13日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第342号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで自動車運転代行業者に適用される道路交通法の規定による自動車の使用制限命令等に係る処分基準（以下「運転代行業法に関する基準」という。）の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年9月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募を実施しなかった理由

「運転代行業法に関する基準」は、「道路交通法の一部を改正する法律」（平成16

年法律第90号)の制定に伴い所要の規定の整理を行うものであるが、改正の内容は自動車の種類に中型自動車が追加されたもので、条文の内容変更を伴わないものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の制定日

平成19年9月13日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp>)

に)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1857回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|---------------|--------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1857回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称 | 株式会社みずほ銀行 |
| | 及び所在地 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 600,000,000円
300万通 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成19年10月10日から
平成19年10月23日まで |
| 6 | 当せん金支払開始日 | 平成19年10月10日 |
| 7 | 当せん金の額及び当せんの数 | |

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	300,000円	36本
2 等	30,000円	105本
3 等	10,000円	840本
4 等	5,000円	2,202本
5 等	200円	300,000本
ラッキーレジャー賞	2,000円	85,770本

8 注 意 事 項

- 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1858回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1858回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称 | 株式会社みずほ銀行 |
| | 及び所在地 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 250,000,000円
10万通 25組 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成19年10月11日から
平成19年10月17日まで |

6 抽 せ ん 日 平成19年10月19日

7 当せん金支払開始日 平成19年10月24日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1859回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称 第1859回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

3 発売総額及び通数 300,000,000円

10万通 30組

4 証 票 金 額 1枚 100円

5 発 売 期 間 平成19年10月25日から
平成19年10月31日まで

6 抽 せ ん 日 平成19年11月2日

7 当せん金支払開始日 平成19年11月7日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	58本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	200,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1860回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1860回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年10月25日から
平成19年11月7日まで
- 6 抽せん日 平成19年11月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年11月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	60,000,000円	2本
1等の前後賞	20,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	88本
2等	10,000,000円	2本
3等	200,000円	45本
4等	100,000円	90本
5等	10,000円	1,800本
6等	1,000円	45,000本
7等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1861回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1861回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年11月7日から
平成19年11月20日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年11月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	35本
2等	30,000円	1,155本
3等	10,000円	2,450本
4等	3,000円	15,400本
5等	1,000円	116,480本
6等	200円	350,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1862回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1862回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成19年11月8日から
平成19年11月14日まで
- 6 抽せん日 平成19年11月16日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年11月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	3,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	25本
3 等	30,000円	250本
4 等	5,000円	2,500本

5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1863回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1863回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年11月21日から
平成19年12月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年11月21日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	30本

2	等	100,000円	120本
3	等	10,000円	1,002本
4	等	2,000円	84,000本
5	等	200円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1864回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1864回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成19年11月22日から
平成19年11月28日まで
- 6 抽せん日 平成19年11月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年12月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	58本
2 等	100,000円	30本
3 等	10,000円	600本
4 等	3,000円	3,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1865回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1865回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成19年12月5日から
平成19年12月11日まで

6 当せん金支払開始日 平成19年12月5日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	300,000円	12本
2 等	100,000円	102本
3 等	10,000円	114本
4 等	5,000円	1,008本
5 等	3,000円	4,002本
6 等	1,000円	20,004本
7 等	500円	100,002本
8 等	200円	150,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1866回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1866回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通

4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成19年12月12日から
平成19年12月25日まで

6 当せん金支払開始日 平成19年12月12日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	500,000円	16本
2 等	30,000円	840本
3 等	10,000円	1,072本
4 等	2,000円	57,200本
5 等	200円	400,000本
ク リ ス マ ス 賞	1,000円	115,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1867回
西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称 第1867回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
 3 発売総額及び通数 250,000,000円
 10万通 25組
 4 証票金額 1枚 100円
 5 発売期間 平成19年12月13日から
 平成19年12月19日まで
 6 抽せん日 平成19年12月21日
 7 当せん金支払開始日 平成19年12月26日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2等	3,000,000円	3本
3等	100,000円	25本
4等	10,000円	500本
5等	5,000円	2,500本
6等	1,000円	25,000本
7等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1868回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島 of 各市長の名において
 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1868回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
 10万通 70組
 4 証票金額 1枚 200円
 5 発売期間 平成19年12月22日から
 平成20年1月9日まで
 6 抽せん日 平成20年1月11日
 7 当せん金支払開始日 平成20年1月16日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	80,000,000円	2本
1等の前後賞	10,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	138本
2等	1,000,000円	70本
3等	100,000円	140本
4等	30,000円	1,400本
5等	10,000円	7,000本
6等	1,000円	70,000本
7等	200円	700,000本

9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1869回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1869回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円
800万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年12月26日から
平成20年1月15日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年12月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	16本
2等	30,000円	1,400本
3等	10,000円	3,320本
4等	500円	228,280本
5等	200円	800,000本

お年玉賞	2,000円	170,000本
------	--------	----------

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1870回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 50組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成20年1月10日から
平成20年1月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 214,900,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 49,177,590円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 38,850,000円
- 8 受託申請期限 平成19年10月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1871回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年1月24日から
平成20年1月30日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 107,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,557,715円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,425,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年10月12日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|--------------|
| 1 名 称 | 第1872回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円 |

1組10万通 45組

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年1月24日から
平成20年2月6日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 396,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,520,470円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 47,160,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年10月12日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1873回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
400万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年2月6日から
平成20年2月19日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 353,680,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 71,156,400円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 60,480,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年10月12日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1874回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年2月7日から
平成20年2月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 104,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,690,015円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,425,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年10月12日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1875回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年2月20日から
平成20年3月4日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 309,064,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 62,655,222円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 52,920,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年10月12日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1876回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年2月21日から
平成20年2月27日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 104,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,531,465円 |

- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,425,000円
 8 受託申請期限 平成19年10月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1877回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 600,000,000円
 300万通
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成20年3月5日から
 平成20年3月18日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 264,990,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,616,780円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 45,360,000円
 8 受託申請期限 平成19年10月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

- ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1878回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 250,000,000円
 1組10万通 25組
 3 証 票 金 額 1 枚 100円
 4 発 売 期 間 平成20年3月6日から
 平成20年3月12日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,900,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,583,965円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,425,000円
 8 受託申請期限 平成19年10月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

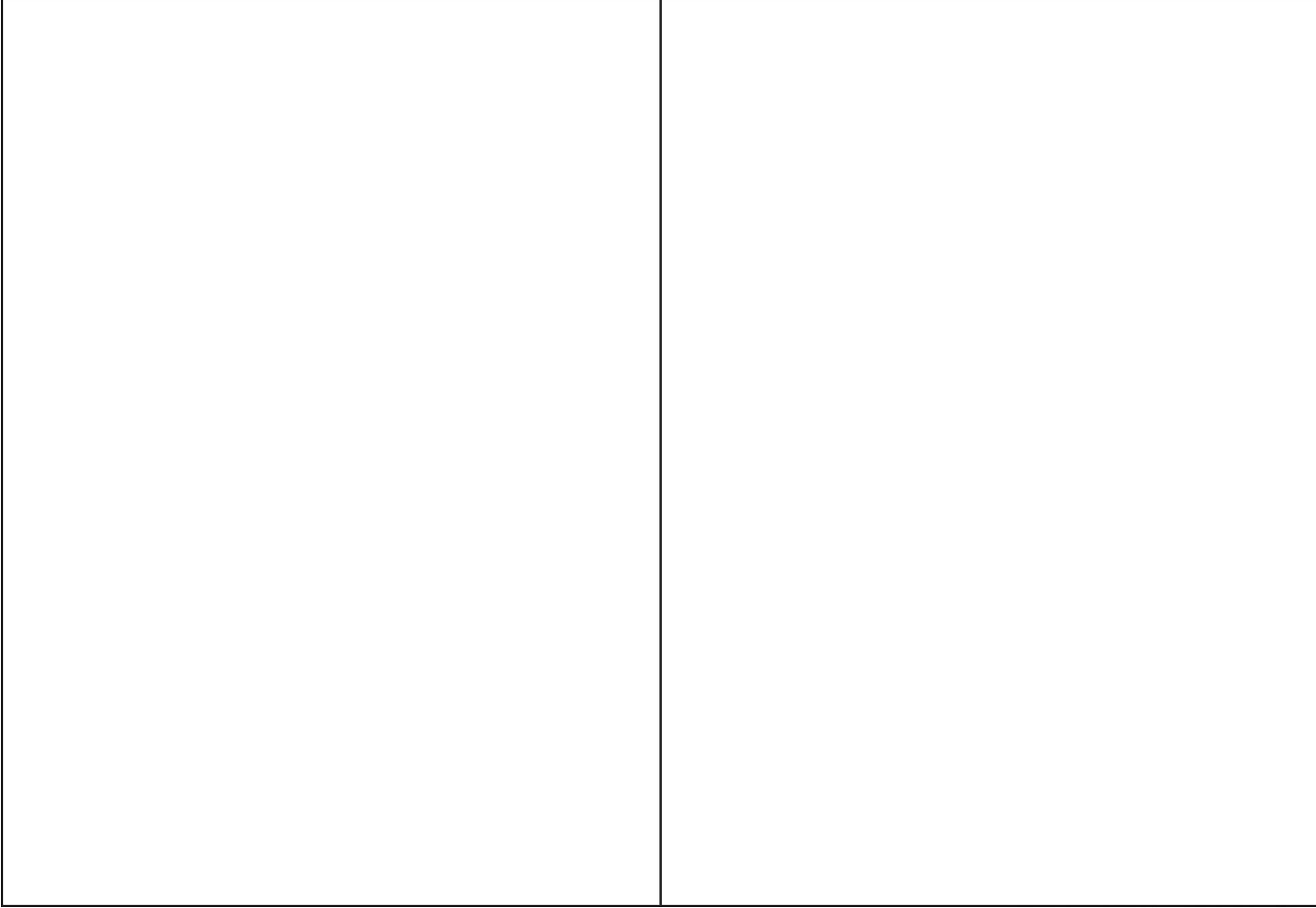
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1879回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 500,000,000円
 250万通
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成20年3月19日から
 平成20年3月31日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 220,900,000円

<p>6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,599,275円</p> <p>7 その他発売経費 発売総額に対し 37,800,000円</p> <p>8 受託申請期限 平成19年10月12日</p> <hr/> <p>西日本宝くじ事務協議会公告</p> <p>当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。</p> <p>平成19年9月28日</p> <p>鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において</p>	<p style="text-align: right;">西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡</p> <p>1 名称 第1880回西日本宝くじ</p> <p>2 発売総額及び通数 250,000,000円 1組10万通 25組</p> <p>3 証券金額 1枚 100円</p> <p>4 発売期間 平成20年3月20日から 平成20年3月26日まで</p> <p>5 当せん金の総額 発売総額に対し 103,700,000円</p> <p>6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,607,170円</p> <p>7 その他発売経費 発売総額に対し 19,425,000円</p> <p>8 受託申請期限 平成19年10月12日</p>
--	---

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・9・14	2728	公告		13			後ろから6		既設の変更計画	既定の変更計画
							後ろから3		既設の変更計画	既定の変更計画



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています